

\* \* \* \* \*

# 市税の概要

平成22年度版

富山県 なんと 南砺市

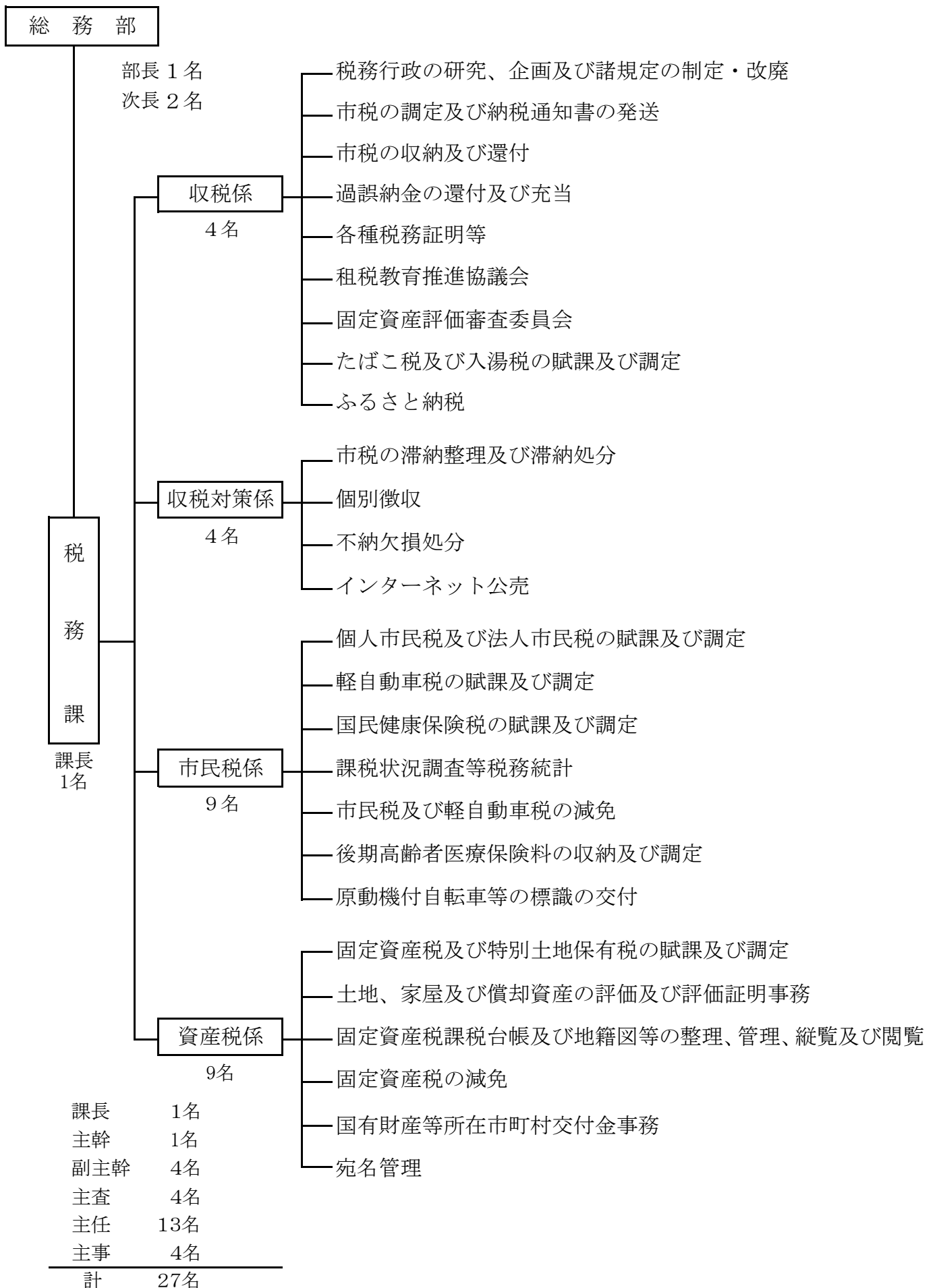
\* \* \* \* \*

# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	平成22年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
	○平成22年度市税予算の内訳(グラフ)	
	○平成22年度一般会計予算性質別歳出の内訳(グラフ)	
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
4.	市税収税状況 .....	5
	(1) (2) 市税・国民健康保険税収納率	
	(3) 督促状・催告書発送状況	
	(4) 県民税徴収取扱委託金の推移 (5) 口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1) 滞納処分の執行停止状況	
	(2) 不能欠損の推移 (3) 差押状況	
6.	平成22年度市・県民税課税状況(当初) .....	8
7.	平成22年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	○所得割額構成割合(%)の推移(グラフ)	
	○1人当たり所得金額と納税義務者数の推移(グラフ)	
	○個人住民税額の推移(グラフ)	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定) .....	11
	(1) 均等割の税率と区分別法人数	
	(2) 法人税割の税率の推移	
	(3) 法人税割額	
	○1社当たり法人税割額(現年分)の推移(グラフ)	
	○法人税割額の推移(グラフ)	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1) 固定資産税調定額の推移 (2) 税率の推移	
	(3) 固定資産税課税標準額の推移 .....	13
	イ. 土地 ロ. 家屋 ハ. 償却資産	
	(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移 .....	15
	イ. 国有資産等交付金	
	ロ. 日本郵政公社有資産納付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料の概要(参考) .....	19
15.	税率一覧表(平成22年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	23

# 1. 税務課機構及び事務分掌

平成22年4月1日現在

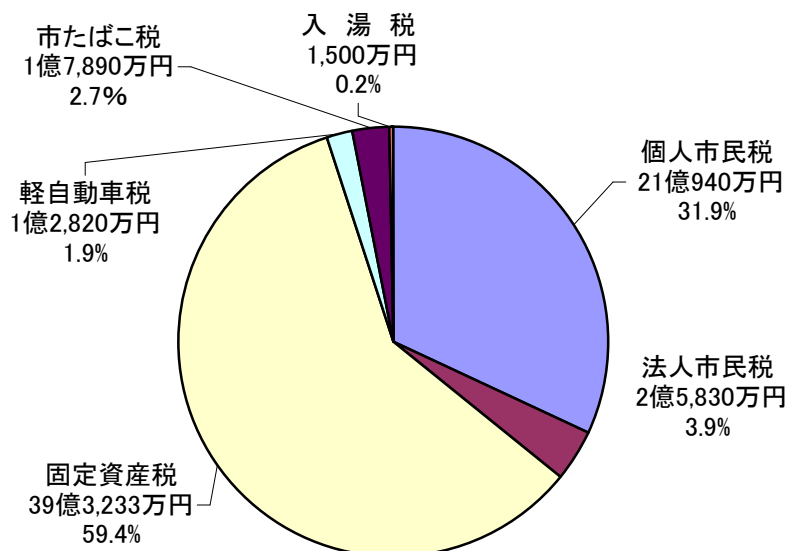


## 2. 平成22年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入 住民登録台帳人口；平成22年4月1日現在 56,097 (前年同期 586人減)

区分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市 税	6,622,132	118,048	21.3	6,622,132	
2. 地方譲与税	410,000	7,309	1.3		410,000
3. 利子割交付金	35,000	624	0.1		35,000
4. 配当割交付金	10,000	178	0.0		10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	5,000	89	0.0		5,000
6. 地方消費税交付金	450,000	8,022	1.5		450,000
7. ゴルフ場利用税交付金	10,000	178	0.0		10,000
8. 自動車取得税交付金	110,000	1,961	0.4		110,000
9. 地方特例交付金	53,000	945	0.2		53,000
10. 地方交付税	13,800,000	246,002	44.5		13,800,000
11. 交通安全対策交付金	8,000	143	0.0		8,000
12. 分担金及び負担金	346,600	6,179	1.1	346,600	
13. 使用料及び手数料	318,352	5,675	1.0	318,352	
14. 国庫支出金	1,988,567	35,449	6.4		1,988,567
15. 県支出金	1,748,739	31,173	5.6		1,748,739
16. 財産収入	123,476	2,201	0.4	123,476	
17. 寄付金	1,400	25	0.0	1,400	
18. 繰入金	394,102	7,025	1.3	394,102	
19. 繰越金	50,000	891	0.2	50,000	
20. 諸収入	1,328,632	23,685	4.3	1,328,632	
21. 市 債	3,221,000	57,418	10.4		3,221,000
歳入合計	31,034,000	553,220	100.0	9,184,694	21,849,306
			比率%	29.6	70.4

### 平成22年度 市税予算の内訳 66億2,213万円

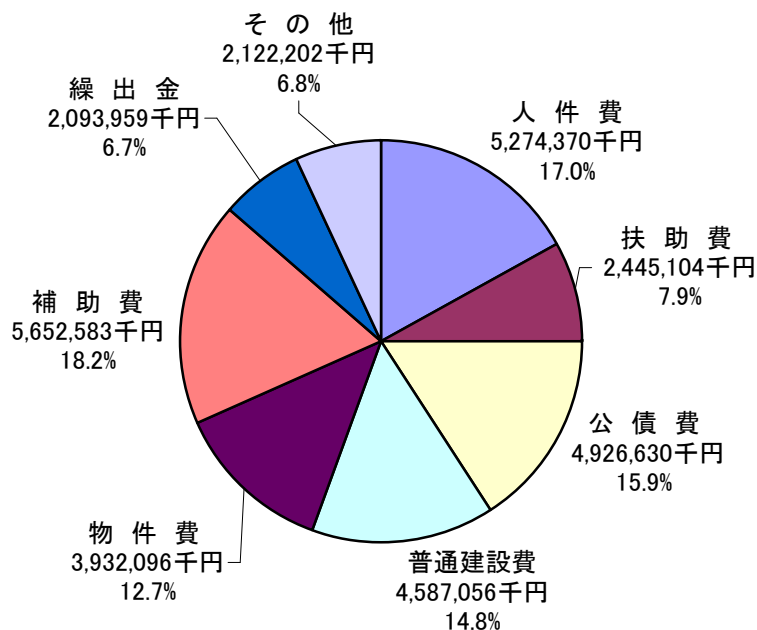


税目	予算額 (千円)
個人市民税	2,109,400
法人市民税	258,300
固定資産税	3,932,332
軽自動車税	128,200
市たばこ税	178,900
入湯税	15,000
計	6,622,132

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	277,970	4,955	0.9
2. 総 務 費	3,251,851	57,968	10.5
3. 民 生 費	7,684,364	136,984	24.8
4. 衛 生 費	2,438,753	43,474	7.9
5. 労 働 費	77,372	1,379	0.2
6. 農 林 水 産 費	1,562,643	27,856	5.0
7. 商 工 費	1,765,171	31,466	5.7
8. 土 木 費	4,664,819	83,156	15.0
9. 消 防 費	990,753	17,661	3.2
10. 教 育 費	3,129,701	55,791	10.1
11. 災 害 復 旧 費	146,258	2,607	0.5
12. 公 債 費	4,926,630	87,823	15.9
13. 諸 支 出 金	67,715	1,207	0.2
14. 予 備 費	50,000	891	0.2
歳 出 合 計	31,034,000	553,220	100.0

平成22年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	5,274,370
扶 助 費	2,445,104
公 債 費	4,926,630
普通建設費	4,587,056
物 件 費	3,932,096
補 助 費	5,652,583
繰 出 金	2,093,959
そ の 他	2,122,202
計	31,034,000

### 3. 市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税目		区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
市民税	個人	均等割(現年度分)	92,316	1.2	88,500	1.3	85,700	1.3	96.8
		所得割(現年度分)	2,480,172	32.1	2,244,500	32.7	2,013,700	30.4	89.7
		小計	2,572,488	33.3	2,333,000	33.9	2,099,400	31.7	90.0
		滞納繰越分	10,000	0.1	10,000	0.1	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	166,818	2.2	160,800	2.3	163,800	2.5	101.9
		法人税割(現年度分)	420,000	5.4	178,800	2.6	94,200	1.4	52.7
		小計	586,818	7.6	339,600	4.9	258,000	3.9	76.0
		滞納繰越分	300	0.0	300	0.0	300	0.0	100.0
固定資産税	純固定	土地	984,391	12.8	958,602	13.9	929,949	14.0	97.0
		家屋	1,756,914	22.8	1,539,096	22.4	1,692,293	25.6	110.0
		償却資産	1,285,254	16.7	1,208,402	17.6	1,159,058	17.5	95.9
		小計	4,026,559	52.2	3,706,100	53.9	3,781,300	57.1	102.0
			滞納繰越分	20,000	0.3	20,000	0.3	20,000	0.3
		国有資産等所在市町村交付金	141,198	1.8	134,756	2.0	131,032	2.0	97.2
軽自動車税	現年度分	124,198	1.6	125,100	1.8	127,800	1.9	102.2	
	滞納繰越分	250	0.0	400	0.0	400	0.0	100.0	
市たばこ税		222,940	2.9	190,000	2.8	178,900	2.7	94.2	
入湯税		12,400	0.2	14,800	0.2	15,000	0.2	101.4	
市税合計			7,717,151	100.0	6,874,056	100.0	6,622,132	100.0	96.3

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税目		区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税	一般医療(現年度分)	918,309	64.3	825,765	63.5	792,364	63.1	96.0	
	一般後期高齢(現年度分)	220,249	15.4	200,879	15.4	191,321	15.2	95.2	
	一般介護(現年度分)	107,559	7.5	81,551	6.3	76,867	6.1	94.3	
	退職医療(現年度分)	115,919	8.1	107,091	8.2	110,163	8.8	102.9	
	退職後期高齢(現年度分)	27,350	1.9	25,779	2.0	26,587	2.1	103.1	
	退職介護(現年度分)	7,883	0.6	28,700	2.2	29,990	2.4	104.5	
	小計	1,397,269	97.9	1,269,765	97.6	1,227,292	97.7	96.7	
	滞納繰越分	30,093	2.1	30,687	2.4	29,012	2.3	94.5	
	計	1,427,362	100.0	1,300,452	100.0	1,256,304	100.0	96.6	

## 4. 市税収納状況

### (1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分 税 目	平成19年度				平成20年度				平成21年度			
	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)
市民税	2,728,799	2,708,477	0	99.3	2,650,319	2,626,428	0	99.1	2,547,585	2,521,658	0	99.0
法人市民税	682,631	681,008	0	99.8	577,722	576,054	0	99.7	497,891	495,767	0	99.6
小 計	3,411,430	3,389,485	0	99.4	3,228,041	3,202,482	0	99.2	3,045,476	3,017,425	0	99.1
純固定資産税	4,068,981	4,022,583	5,302	99.0	4,030,697	3,998,147	342	99.2	3,976,018	3,939,316	0	99.1
国有資産等所在 市町村交付金	150,658	150,658	0	100.0	141,198	141,198	0	100.0	134,756	134,756	0	100.0
小 計	4,219,639	4,173,241	5,302	99.0	4,171,895	4,139,345	342	99.2	4,110,774	4,074,072	0	99.1
軽自動車税	124,084	123,067	0	99.2	125,772	124,607	0	99.1	127,888	126,558	0	99.0
市たばこ税	246,588	246,588	0	100.0	220,298	220,298	0	100.0	205,635	205,635	0	100.0
入 湯 税	17,384	17,384	0	100.0	14,208	14,208	0	100.0	14,392	14,392	0	100.0
現年度課税分計	8,019,125	7,949,765	5,302	99.2	7,760,214	7,700,940	342	99.2	7,504,165	7,438,082	0	99.1
滞 納	59,060	13,192	2,375	23.3	63,272	12,574	4,275	21.3	70,307	16,231	1,191	23.5
法人市民税	4,002	913	367	25.1	4,345	1,017	378	25.6	4,618	1,175	226	26.8
固定資産税	205,896	22,273	48,817	14.2	175,932	29,380	14,311	18.2	164,704	23,525	14,786	15.7
軽自動車税	2,366	702	53	30.4	2,614	1,063	116	42.6	2,599	869	58	34.2
計	271,324	37,080	51,612	16.9	246,163	44,034	19,080	19.4	242,228	41,800	16,261	18.5
一般市税 合計	8,290,449	7,986,845	56,914	97.0	8,006,377	7,744,974	19,422	97.0	7,746,393	7,479,882	16,261	96.8

### (2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	1,481,974	1,449,552	0	97.8	1,352,279	1,306,475	0	96.6	1,337,970	1,290,644	0	96.5
現年度課税分	118,703	30,772	6,813	27.5	111,710	23,695	3,328	21.9	129,410	26,560	1,173	20.7
滞納繰越分	1,600,677	1,480,324	6,813	92.9	1,463,989	1,330,170	3,328	91.1	1,467,380	1,317,204	1,173	89.8
計												

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	区分	平成20年度			平成21年度		
		集合税 納税 義務者数 (A)	督促状発送 件数 (B)	(B)/(A) %	集合税 納税 義務者数 (A)	督促状発送 件数 (B)	(B)/(A) %
1期		37,241	2,203	5.92	37,349	2,111	5.65
2期		37,888	1,260	3.33	37,995	1,234	3.25
3期		37,890	1,197	3.16	38,059	1,171	3.08
4期		38,052	1,232	3.24	38,111	1,149	3.01
5期		38,105	1,207	3.17	38,165	1,230	3.22
6期		38,150	1,023	2.68	38,209	1,139	2.98
7期		38,172	1,074	2.81	38,239	1,080	2.82
8期		38,205	1,105	2.89	38,275	1,161	3.03
9期		38,250	1,210	3.16	38,308	1,212	3.16
10期		38,280	942	2.46	38,334	958	2.50
計		380,233	12,453	3.28	381,044	12,445	3.27

	平成20年度			平成21年度		
催告書 発送月・件数	5月:1,106件 12月:1,538件	7月: 907件	計 3回 3,551件	4月:1,229件 11月:1,460件	8月:1,793件	計 3回 4,482件

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年 度	納税義務者の数 (人数)×3,000円		その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の年度分の 県民税にに対する分		委託金額 合計
				徴収取扱額分 (県民税額×7%)	納入通知書に 対する分(×60円)	
平成17年度				56,946	1,895	58,841
平成18年度				63,462	2,061	65,523
平成19年度	(31,069)	93,207	622	23,631	33	117,493
平成20年度	(31,549)	125,041	22,087	470		147,598
平成21年度	(30,198)	109,696	2,014	148		111,858

\*H19・H20は4,000円、 H21は3,300円

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年 度	納税通知書 件数	口座振替 件数	口座振替率	* 平成20年度から国民健康保険税が2期からの課税 となるため納税通知書の件数が減った。  * H20・H21通知書件数訂正(台帳の頁数を計上のた め H20:37,567⇒37,241 H21:37,680⇒37,349)
平成18年度	38,383	27,910	72.7	
平成19年度	38,615	28,280	73.2	
平成20年度	37,241	27,570	74.0	
平成21年度	37,349	27,709	74.2	
平成22年度	35,980	26,750	74.3	

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	平成20年度		平成21年度		備考
		税額	件数	税額	件数	
個人市民税		1,847,659	34	1,419,523	26	*税額は県民税を含む
法人市民税		222,028	5	225,884	3	
固定資産税		10,385,891	35	12,452,900	43	
軽自動車税		104,000	18	111,000	22	
国民健康保険税		1,597,199	24	1,321,100	24	
計		14,156,777	116	15,530,407	118	

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	平成20年度		平成21年度		備考
		税額	件数	税額	件数	
個人市民税		4,275,030	58	1,734,800	25	
法人市民税		378,028	6	225,884	3	
固定資産税		14,653,208	70	14,785,900	39	
軽自動車税		116,000	28	58,200	11	
国民健康保険税		3,328,499	59	1,173,400	24	
計		22,750,765	221	17,978,184	102	

### (3) 差押状況

(単位:円、件)

年度	物件	差押執行		差押解除等(配当)		差押執行残高	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
H21	動産等	32,406,303	10	27,403,070	9	5,003,233	1
	債権	41,543,496	49	22,913,470	41	18,630,026	8
	不動産等	11,690,500	4	1,764,800	1	9,925,700	3
	無体財産権等	5,020,100	2	0	0	5,020,100	2
	合計	90,660,399	65	52,081,340	51	38,579,059	14

※動産等(動産又は有価証券)、債権(国税還付金、預貯金、保険、給与)、不動産等(不動産、自動車又は建設機械、船舶等)、無体財産権等(電話加入権、組合員等の持分)

## 6. 平成22年度 市・県民税課税状況（当初）

課税標準（千円）	
所得金額	67,805,483
山林所得金額	-
分離所得金額	266,679
合計（A）	68,072,162
雑損控除	2,696
医療費控除	802,684
社会保険料控除	11,493,218
小規模企業共済掛金控除	219,142
生命保険料控除	1,029,942
地震保険料控除	124,490
配当割額控除額・・・イ	2,284
株式割額控除額・・・ロ	1,402
障害者控除	635,120
寡婦控除	134,640
寡夫控除	19,240
配偶者控除	1,541,660
配偶者特別控除	207,940
扶養控除	5,681,990
同居特別障害加算分	129,260
勤労学生	1,560
基礎控除	9,721,140
合計（B）	31,744,722
課税所得金額（A）－（B）	36,327,440

区分		納税義務者数	税額（千円）
市民税	均等割	29,458	88,374
	所得割	26,178	2,081,099
	計①		2,169,473
県民税	均等割	29,458	44,187
	所得割	26,164	1,386,948
	計②		1,431,135
課税額計①＋②			3,600,608
市・県民税負担割合		市民税	60.3%
		県民税	39.7%
①のうち特別徴収でH23年度の収入となる額 ＝③（市民税）			247,145
特別徴収でH21年度分からH22年度の収入となる額 ＝④（市民税）			266,357
差引調定額（市民税）			2,188,685

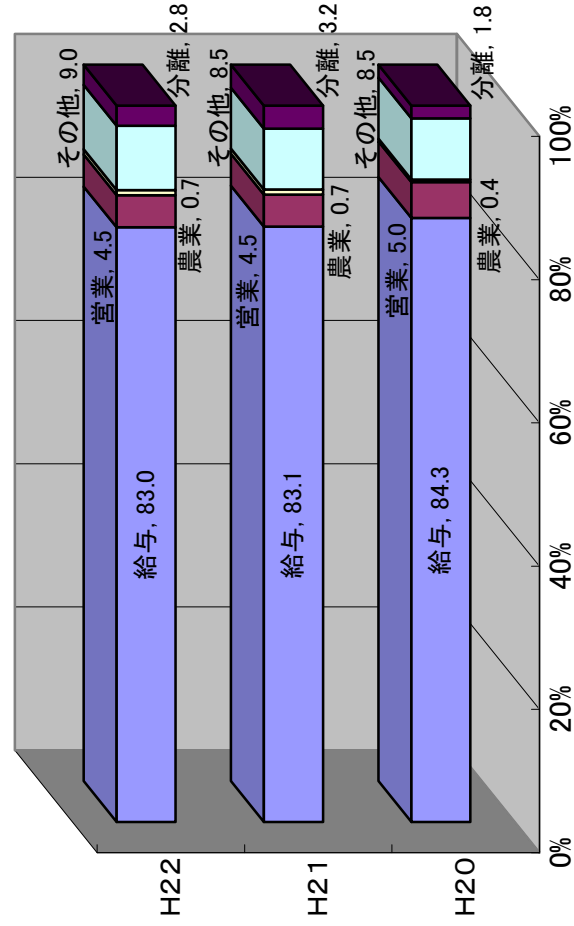
（注）イ、ロは税額控除

## 7. 平成22年度業種別、個人市民税所得割に関する調 (課税状況調べより)

区分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	20,086	53,161,501	23,074,928	30,086,573	1,804,391	71,100	1,733,291	6.0
営業等所得者	1,007	2,850,537	1,213,464	1,637,073	98,184	3,500	94,684	6.0
農業所得者	226	460,105	220,380	239,725	14,374	682	13,692	6.0
その他所得者	4,594	6,875,310	3,529,930	3,345,380	200,295	12,182	188,113	6.0
小計	25,913	63,347,453	28,038,702	35,308,751	2,117,244	87,464	2,029,780	6.0
分離所得者	321	1,292,228	414,478	1,147,069	60,692	1,834	58,858	5.3
合計	26,234	64,639,681	28,453,180	36,455,820	2,177,936	89,298	2,088,638	6.0

(1)

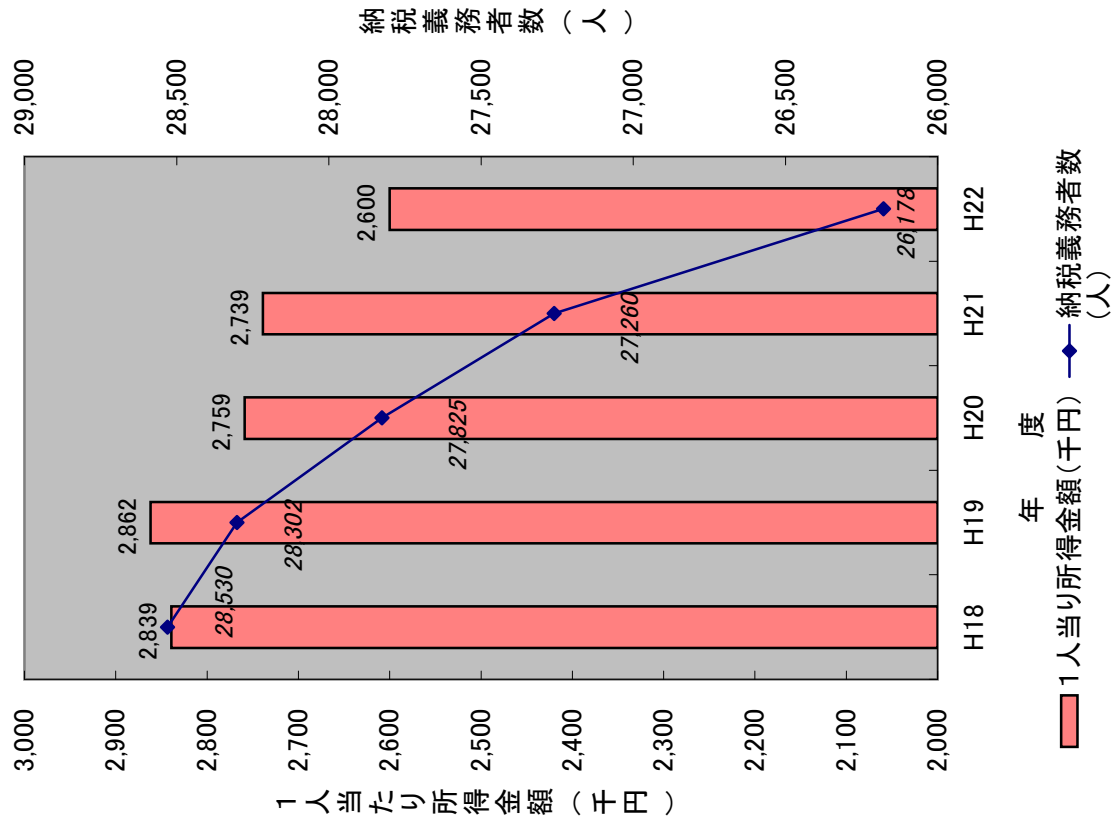
### (1)所得割額構成割合(%)の推移



区分	年度	所得割額 (千円、%)			備考
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
給与所得者		2,097,535	1,990,302	1,733,291	
		84.3	83.1	83.0	
営業等所得者		125,662	107,841	94,684	
		5.0	4.5	4.5	
農業所得者		9,691	16,324	13,692	
		0.4	0.7	0.7	
その他所得者		210,500	203,137	188,113	
		8.5	8.5	9.0	
分離所得者		45,934	78,584	58,858	
		1.8	3.2	2.8	
合計		2,489,322	2,396,188	2,088,638	
		100.0	100.0	100.0	

下段は、構成割合

## (2) 1人当り所得金額と納税義務者数の推移



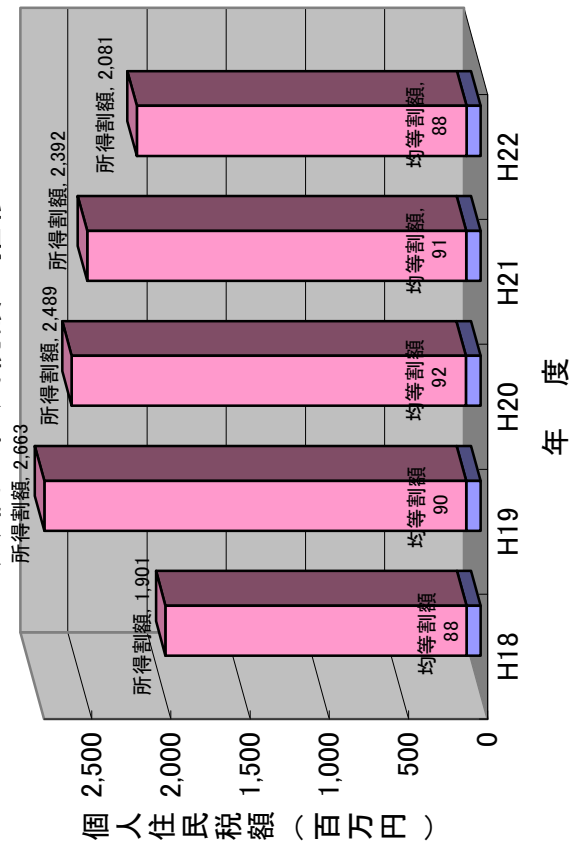
(3)

年度	個人住民税	均等割額	所得割額	計 (百万円)
平成18年度		88	1,901	1,989
平成19年度		90	2,663	2,753
平成20年度		92	2,489	2,581
平成21年度		91	2,392	2,483
平成22年度		88	2,081	2,169

(2)

年度	個人住民税	1人当り所得金額 (千円)	納税義務者数 (人)	1人当り所得割額 (円)
平成18年度		2,839	28,530	69,716
平成19年度		2,862	28,302	94,080
平成20年度		2,759	27,825	89,443
平成21年度		2,739	27,260	87,751
平成22年度		2,600	26,178	79,498

## (3) 個人住民税額の推移



## 8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額)

(金額単位:千円)

年度	事業所数	現年度分		過年度分		合計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
平成18年度	1,247	153,555	747,893	1,630	5,680	155,185	753,573	908,758
平成19年度	1,201	159,158	504,070	3,305	16,039	162,463	520,109	682,572
平成20年度(A)	1,268	155,066	412,481	3,046	7,129	158,112	419,610	577,722
平成21年度(B)	1,250	161,407	328,688	3,062	4,734	164,469	333,422	497,891
(B)/(A) %	98.6	104.1	79.7	100.5	66.4	104.0	79.5	86.2

### (1)均等割の税率と区分別法人数

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)	平成18年度 法人数(社)	平成19年度 法人数(社)	平成20年度 法人数(社)	平成21年度 法人数(社)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	6	6	7	8
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 51億円	"	2,100	7	6	8	8
7号法人	11億円 < 資本金	50人以下	492	31	33	43	46
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 11億円	50人を超える	480	12	12	12	11
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 11億円	50人以下	192	38	35	38	38
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 2億円	50人を超える	180	35	38	38	33
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 2億円	50人以下	156	295	282	282	279
2号法人	資本金 ≤ 2千万円	50人を超える	144	2	2	5	6
1号法人	資本金 ≤ 2千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	821	787	835	821
計				1,247	1,201	1,268	1,250

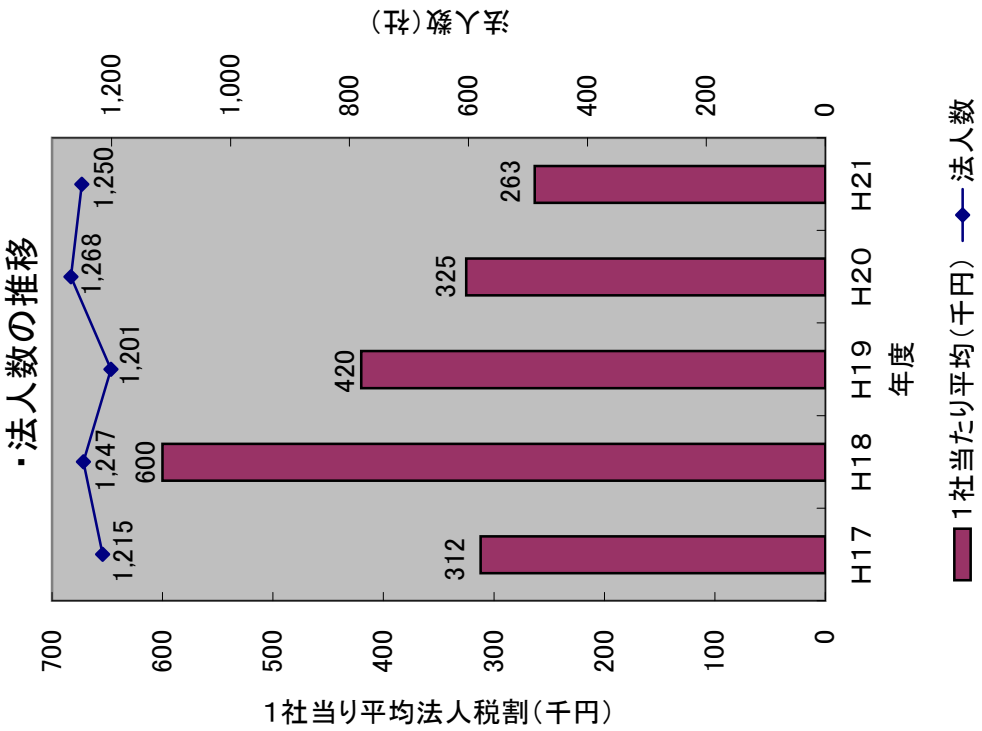
### (2)法人税割の税率の推移

		(%)				
	城端	平	上平	井波	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(合併後)						
						14.7

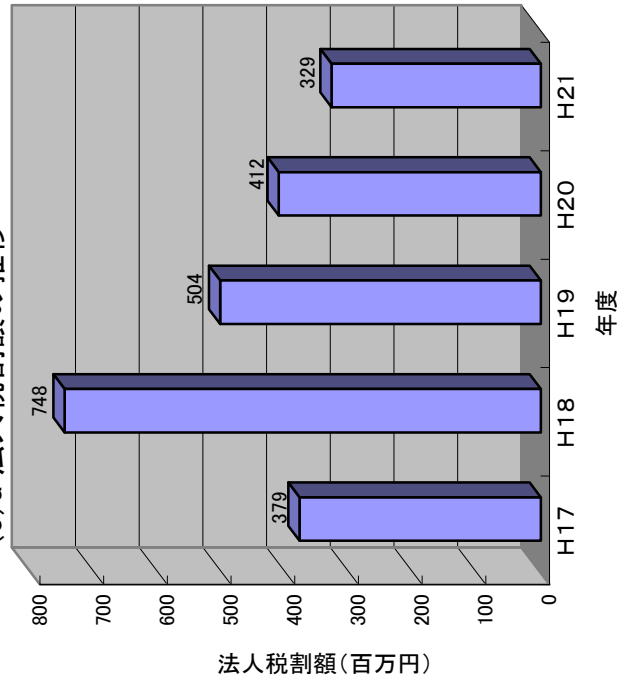
(3) 法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当たり平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成17年度	379	312	1,215
平成18年度	748	600	1,247
平成19年度	504	420	1,201
平成20年度	412	325	1,268
平成21年度	329	263	1,250

(3)bc 1社当たり法人税割額(現年分)



(3)a 法人税割額の推移



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
固定資産税調定額	4,173,957	4,007,931	4,068,980	4,030,490	3,975,998	3,940,270

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、平成22年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額=課税標準額×税率)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	
	1.50	1.70	1.70	1.70	
	井波	井口	福野	福光	
	1.45	1.50	1.50	1.55	
平成17年度～	1.45				

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度共当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上の個人・法人)

概要調書より (単位:千円)

年 度	課 税 標 準 額						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
地 目							
田 (介在田含む)	8,061,832	8,072,114	8,003,775	8,111,804	8,037,983	8,038,769	
畑 (介在畑含む)	265,326	255,477	258,631	257,761	253,015	244,951	
宅 地	小規模住宅用地	5,611,962	5,592,049	5,642,169	5,638,564	5,500,256	5,371,286
	一般住宅用地	13,050,187	13,259,120	13,576,861	13,803,017	13,769,164	13,793,413
	住宅用地以外の宅地	35,295,705	35,511,436	36,159,693	36,182,773	35,083,016	34,159,662
	計	53,957,854	54,362,605	55,378,723	55,624,354	54,352,436	53,324,361
鉱 泉 地	1,642	1,642	1,653	1,675	1,696	1,718	
池 沼	61,199	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	434,833	438,661	440,982	438,347	435,877	436,711	
原 野	52,165	49,706	49,185	49,115	49,048	49,072	
雑 種 地	2,934,386	3,237,375	3,495,709	3,568,510	3,670,215	3,514,676	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	
合 計	65,769,237	66,417,580	67,628,658	68,051,566	66,800,270	65,610,258	

ロ. 家 屋（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年 度		課 税 標 準 額（「木造以外の家屋」については決定価格）						
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
木 造 家 屋	専用住宅 （共同住宅含む）	48,095,571	44,077,431	45,707,544	47,038,662	44,443,098	45,319,081	
	併用住宅	2,021,087	1,823,158	1,861,699	1,885,374	1,757,165	1,807,151	
	農家住宅	710,377	697,990	692,275	687,147	679,637	676,192	
	付 属 家	4,479,864	4,231,465	4,299,965	4,360,029	4,210,907	4,254,046	
	事務所・銀行・店舗	620,841	572,194	588,918	619,596	652,998	681,771	
	劇 場・病 院	33,918	45,399	44,811	50,981	45,758	33,652	
	旅館・料亭・ホテル （公衆浴場含む）	125,948	129,254	126,173	125,656	129,444	129,444	
	工 場・倉 庫	472,991	442,413	440,060	442,898	422,638	419,272	
	土 蔵	801,656	767,827	765,223	764,753	751,431	749,965	
	計	57,362,253	52,787,131	54,526,668	55,975,096	53,093,076	54,070,574	
木 造 以 外 の 家 屋	専用住宅 （共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	36,778	33,283	33,283	33,283	32,886	32,886
		鉄筋コン造	2,595,482	2,397,793	2,492,492	2,502,318	2,546,304	2,563,082
		鉄 骨 造	4,648,350	4,232,974	4,267,610	4,341,726	4,175,988	4,277,513
		軽量鉄骨造	2,476,161	2,087,284	2,241,618	2,310,741	2,104,592	2,168,429
		れんが・コンク リートブロック造	221,101	188,932	184,779	182,619	158,122	156,770
		小 計	9,977,872	8,940,266	9,219,782	9,370,687	9,017,892	9,198,680
	その他	鉄骨鉄筋コン造	883,373	782,542	782,542	782,542	750,755	992,390
		鉄筋コン造	9,142,370	8,292,388	8,208,894	8,103,989	7,910,295	7,758,901
		鉄 骨 造	51,347,545	45,630,756	46,335,355	46,909,618	44,517,457	44,738,969
		軽量鉄骨造	3,458,706	2,927,327	2,919,296	2,932,959	2,712,508	2,720,704
		れんが・コンク リートブロック造	398,203	368,656	367,000	368,928	347,857	347,345
		小 計	65,230,197	58,001,669	58,613,087	59,098,036	56,238,872	56,558,309
計	75,208,069	66,941,935	67,832,869	68,468,723	65,256,764	65,756,989		
合 計	132,570,322	119,729,066	122,359,537	124,443,819	118,349,840	119,827,563		



[上段は個人分・下段は法人分]

ハ. 償却資産（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年 度 地 目		課 税 標 準 額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
構 築 物		127,029	158,692	186,404	390,143	406,898	363,926
		3,381,560	3,369,773	3,699,020	3,763,182	4,042,328	3,743,487
機 械 及 び 装 置		421,183	382,116	337,714	324,948	334,507	291,056
		17,492,316	18,090,663	21,025,953	20,215,348	19,194,337	17,400,063
船 舶		-	-	-	-	-	-
		946	531	299	287	287	287
車 両 及 び 運 搬 具		3,873	4,561	7,953	10,413	8,412	3,514
		162,136	165,012	179,307	207,077	195,677	167,407
工 具、器 具 及 び 備 品		141,493	128,451	116,111	119,947	120,351	115,887
		4,844,603	4,776,127	4,683,624	4,483,647	4,125,131	3,779,052
計		693,578	673,820	648,182	845,451	870,168	774,383
		25,881,561	26,402,106	29,588,203	28,669,541	27,557,760	25,090,296
法第389条 関係	大臣・知事 配分	-	-	-	-	-	-
		65,900,135	65,575,711	62,393,516	58,782,627	63,157,638	62,713,704
合 計		693,578	673,820	648,182	845,451	870,168	774,383
		91,781,696	91,977,817	91,981,719	87,452,168	90,715,398	87,804,000

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位：千円)

年 度 区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中部森林管理局	1,227	1,227	1,301	1,304	1,304	1,303
北陸財務局	50	50	47	47	47	48
富山県企業局	101,905	153,025	145,656	138,967	132,580	128,895
富 山 県	1,029	1,019	850	880	825	824
合 計	104,211	155,321	147,854	141,198	134,756	131,070

ロ. 日本郵政公社有資産納付金

(単位：千円)

年 度 区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日本郵政公社	3,131	2,776	2,804	純固定へ移行		

# 10. 軽自動車税に関する調

(単位:千円)

種類	区分	税率 1台当 (円)	平成18年度 (最終)		平成19年度 (最終)		平成20年度 (最終)		平成21年度 (最終)		平成22年度 (当初)		
			課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	
原付 自動車	原付1種	1,000	4,121	4,121	3,937	3,937	3,744	3,744	3,616	3,616	3,486	3,486	
	原付2種 乙	1,200	339	407	327	392	306	367	295	354	276	331	
	原付2種 甲	1,600	110	176	110	176	118	189	124	198	139	222	
	ミニカー	2,500	7	18	16	40	20	50	26	65	32	80	
	小計		4,577	4,722	4,390	4,545	4,188	4,350	4,061	4,233	3,933	4,120	
軽自動車 及び 特殊自動車	一般	二輪車	534	1,282	516	1,238	515	1,236	515	1,236	506	1,214	
		乗用(営)	1	6	1	6	-	-	-	-	-	-	
	四輪車	乗用(自)	10,242	73,742	10,577	76,154	10,939	78,761	11,321	81,511	11,616	83,635	
		貨物用(営)	37	111	52	156	71	213	75	225	69	207	
	特殊自動車	貨物用(自)	8,023	32,092	7,888	31,552	7,767	31,068	7,649	30,596	7,585	30,340	
		農耕用	4,247	6,795	4,064	6,502	3,878	6,205	3,785	6,056	3,664	5,862	
	二輪の小型自動車	特殊作業用	4,700	371	1,744	395	1,857	402	1,889	414	1,946	422	1,983
		小計		23,455	115,771	23,493	117,465	23,572	119,372	23,759	121,570	23,862	123,242
	二輪の小型自動車		4,000	521	2,084	497	1,988	488	1,952	495	1,980	525	2,100
	ボートレジャー		2,400	10	24	29	70	30	72	31	74	31	74
合計			28,563	122,601	28,409	124,068	28,278	125,746	28,346	127,858	28,351	129,536	

\*22年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本・円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			小計 (A+B)	合計 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	税 額 (A)	売り渡し 本 数	税率 1,000本 当	税 額 (B)		
平成17年度	86,463,775	2,977	257,402,656	1,851,140	1,412	2,613,810	260,016,466	260,016,466
平成18年度	3~6月分 31,279,067	2,977	93,117,782	646,100	1,412	912,293	94,030,075	255,283,403
	7~2月分 48,066,595	3,298	158,523,633	1,118,240	1,564	1,748,927	160,272,560	
	手持品課税分 3,041,800	321	976,418	28,618	152	4,350	980,768	
平成19年度	73,900,091	3,298	243,722,497	1,832,480	1,564	2,865,997	246,588,494	246,588,494
平成20年度	66,075,445	3,298	217,916,814	1,522,660	1,564	2,381,438	220,298,252	220,298,252
平成21年度	61,653,904	3,298	203,334,571	1,470,700	1,564	2,300,171	205,634,742	205,634,742

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人・円)

年度	項目	税 率 1人1日 当り	課税人数	税 額	課税免除 人数	備 考
平成17年度		150円	302,918	45,437,700	23,897	
平成18年度		150円	326,475	48,971,250	19,374	
平成19年度		150円	115,890	17,383,500	426,143	H19.4.1 課税免除規定の見直し→ 22P
平成20年度		150円	94,717	14,207,550	465,553	
平成21年度		150円	95,948	14,392,200	472,958	

### 13. 国民健康保険税の概要

#### (1) 平成22年度国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
1. 保険税	1,256,304	1. 総務費	100,256
2. 使用料及び手数料	95	2. 保険給付費	3,651,189
3. 国庫支出金	1,146,173	3. 後期高齢者支援金等	604,483
4. 県支出金	218,467	4. 前期高齢者納付金等	1,720
5. 療養給付費交付金	411,163	5. 老人保健拠出金	5,091
6. 前期高齢者交付金	1,341,221	6. 介護納付金	236,238
7. 共同事業交付金	646,343	7. 共同事業拠出金	646,343
9. 財産収入	900	8. 保健事業費	82,144
10. 繰入金	316,149	9. 基金積立金	900
11. 繰越金	30,000	10. 公債費	500
12. 諸収入	24,285	11. 諸支出金	32,236
歳入合計	5,391,100	12. 予備費	30,000
		歳出合計	5,391,100

#### (2) 国民健康保険税率の推移

年度	医療分				後期支援分				介護保険分						
	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	平等割世帯(円)	賦課限度額(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	平等割世帯(円)	賦課限度額(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	平等割世帯(円)	賦課限度額(円)
平成19年度	5.0	16.0	22,500	22,000	560,000	/	/	/	/	/	0.95	5.0	6,800	6,600	90,000
平成20年度	6.0	-	26,300	19,900	470,000	1.40	-	6,600	5,000	120,000	1.40	-	8,800	4,900	90,000
平成21年度	6.0	-	26,300	19,900	470,000	1.40	-	6,600	5,000	120,000	1.40	-	8,800	4,900	100,000
平成22年度	6.0	-	26,300	19,900	500,000	1.40	-	6,600	5,000	130,000	1.40	-	8,800	4,900	100,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対 象	料率等
所得割額	賦課のもととなる所得金額・・・注①	7.5%
均等割額	被保険者一人につき	40,800円
賦課限度額		50万円

注①：平成21年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

### (2)保険料の軽減

(イ)所得割額の軽減

・5割軽減 賦課のもととなる所得金額が58万円以下

(ロ)均等割額の軽減

①低所得者への軽減 (被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の総所得金額等の合算額で判定。)

・9割軽減 8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない場合)

・8.5割軽減 基礎控除額(33万円)以下

・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下

・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(35万円×被保険者数)以下

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減 (後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

・所得割額 負担なし

・均等割額 9割軽減

### (3)収納状況

科 目	区 分	平成20年度			平成21年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A-C)
後期高齢者医療保険料	現年度賦課分	482,378,200	481,533,260	0	491,428,900	490,663,000	0	99.8
	滞納繰越分	0	0	0	844,940	370,540	0	43.9
	計	482,378,200	481,533,260	0	492,273,840	491,033,540	0	99.7

## 15. 税率一覧表（平成22年度）

### ◎ 市・県民税

#### (1) 均等割

イ 個人住民税 市民税 3,000円(非課税限度額(28.0万円×<sup>注1</sup>家族数+<sup>注2</sup>加算額16.8万円)以下のとき又は、前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

県民税 <sup>注3</sup> 1,500円( 同 上 )

注1) 家族数は控除対象配偶者及び扶養家族の数+1

注2) 加算額は控除対象配偶者、扶養家族を有するとき

注3) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」

#### ロ 法人住民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

#### (2) 個人・所得割

##### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額 ① 35万円×<sup>注4</sup>家族数+加算額32万円

② 前年度合計所得 125万円以下の障害者、<sup>注5</sup>未成年者、寡婦、寡夫

注4) 加算額は控除対象配偶者、扶養家族を有するとき

注5) 未成年者 H02. 1.3以降に生まれた人

ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税長期譲渡所得金額(A)	(A)×3.0%	(A)×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 (A)×15%

ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
〃 が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 課税短期譲渡所得金額 ×30%

ホ 調整控除(平成19年度より)

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか小さい額の5%

a,人的控除額の差の合計額 b,個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円以上の場合

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}×5%

※ ただし、この差が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(3) 法人・法人税割

法人税額×14.7%(平成16年11月合併後)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額×1.45%(平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの 年額 1,000円

ロ 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw  
を超え0.8kw以下のもの 年額 1,200円

ハ 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 1,600円

ニ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車	① 二輪のもの(側車付のものを含む)		年額 2,400円
	② 三輪のもの		年額 3,100円
	③ 四輪以上のもの	・乗用のもの 営業用	年額 5,500円
		・ " 家用	年額 7,200円
		・貨物用のもの 営業用	年額 3,000円
	・ " 家用	年額 4,000円	
	・専ら雪上を走行するもの	年額 2,400円	
ロ 小型特殊自動車	① 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車		年額 1,600円
	② その他のもの		年額 4,700円
(3) 二輪の小型自動車			年額 4,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

◎ 市たばこ税

- ・ 紙巻たばこ(旧3級品以外) 1,000本あたり 3,298円 \*H22.10.1より 4,618円に改正
- ・ 紙巻たばこ(旧3級品) 1,000本あたり 1,564円 \*H22.10.1より 2,190円に改正  
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット等)

◎ 入湯税

- ・ 一人一日 150円
- ※ 免税者・12歳未満の者
  - ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
  - ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
  - ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童生徒又は学生

◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	課税総所得金額につき…注①	6.0%	1.4%	1.4%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	26,300円	6,600円	8,800円
(3)	平均割額	国保加入世帯一世帯につき	19,900円	5,000円	4,900円
課税限度額			50万円	13万円	10万円

注①: 平成21年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減されます。

- ・7割軽減 基礎控除額(33万円)以下の世帯
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数および世帯主を除く**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(35万円×被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯

※**特定同一世帯所属者**とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者の資格を喪失した者で、資格を喪失した月から5年に限り、継続して同一の世帯に属する者をいいます。



## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 平成 21 年分	住 民 税 平成 22 年度
控除の種類		
基礎控除額	380,000 円	330,000 円
配 偶 者 控 除 額	(下記以外) 老人配偶者 (70 才以上) 380,000 円 同居の特別障害配偶者 老人配偶者 480,000 円 その他 830,000 円 730,000 円	330,000 円 380,000 円 610,000 円 560,000 円
配偶者特別 控 除 額	配偶者の所得金額により減額控除 最高 380,000 円 控対配に当たらないとき 38 万 < 配所得 < 40 万 380,000 円 40 万 ≤ 配所得 < 45 万 360,000 円 45 万 ≤ 配所得 < 75 万 38 万-(配所得-38 万) * ( )内 5 万単位きざみ端数切捨 75 万 ≤ 配所得 < 76 万 30,000 円	<45 万 330,000 円 36 万-(配所得-40 万) ( )内 5 万単位きざみ端数切捨 30,000 円
	平成16年分から配偶者特別控除の上乗せ部分がなくなり、 配偶者控除と重複しての控除はできません。	平成17年度から 同 左
扶 養 控 除 額	一般扶養親族(下記以外)一人につき 380,000 円 16 才以上～22 才以下の扶養親族 630,000 円 老人扶養親族(70 才以上) 480,000 円 同居老親等 580,000 円  (同居特別障害の場合) 一般 730,000 円 16～22 才 980,000 円 老人 830,000 円 同居老親等 930,000 円	330,000 円 450,000 円 380,000 円 450,000 円  560,000 円 680,000 円 610,000 円 680,000 円
雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの 金額を基として計算した、次の①と②とのいずれか多 い方の金額 ①Aの金額－(所得金額の合計額×10%) ②(Aのうち災害関連支出額－保険等の補てん金額)－5万円	同 左
医療費控除額	(医療費総額－保険金などで補てんされる金額)－10万円 又は総所得金額の5%とのいずれか低い方の金額 最高限度額 200万円	同 左

区 分	所 得 税	住 民 税
社会保険料 控 除 額	支払った保険料の合計額	同 左
生命保険料  控 除 額	<p>一般の生命保険料 限度額 50,000 円 (A)            個人年金保険料 " 50,000 円 (B)            最高限度額 100,000 円 (A+B)            支払額=A又はB</p> <p>A ≤ 25,000 支払額</p> <p>25,000 &lt; A ≤ 50,000 A × 1/2 + 12,500 円</p> <p>50,000 &lt; A &lt; 100,000 A × 1/4 + 25,000 円</p> <p>100,000 ≤ A 50,000 円</p>	<p>限度額 35,000 円(A)            " 35,000 円(B)            最高限度額 70,000 円(A+B)</p> <p>A ≤ 15,000 支払額</p> <p>15,000 &lt; A ≤ 40,000            A × 1/2 + 7,500 円</p> <p>40,000 &lt; A &lt; 70,000            A × 1/4 + 17,500 円</p> <p>70,000 ≤ A            35,000 円</p>
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金 との合計額	同 左
地震保険料  控 除 額	<p>損害保険契約等に係る 地震保険料の金額の 合計額 (最高5万円)</p> <p>+ (長期損害保険契約等に係る 旧長期損害保険料の金額の 合計額(㊸) (㊸の金額が 10,000 円を超え る場合は㊸ × 1/2 + 5,000 円) (最高 15,000 円)</p> <p>(最高限度額 5万円)</p>	<p>地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 限度額 25,000 円(A) 旧長期損害保険料 限度額 10,000 円(B) 最高限度額 25,000 円(A+B)</p> <p>B ≤ 5,000 支払額</p> <p>5,000 &lt; B &lt; 15,000            B × 1/2 + 2,500 円</p> <p>15,000 ≤ B            10,000 円</p>
障 害 者 控 除 額	<p>障害者一人につき 270,000 円            特別障害者一人につき 400,000 円</p>	<p>260,000 円            300,000 円</p>
寡婦・夫控除額 勤労学生控除額	<p>270,000円            特別の寡婦(総所得 500万円以下で扶養の子有) 350,000円</p>	<p>260,000円            300,000円</p>

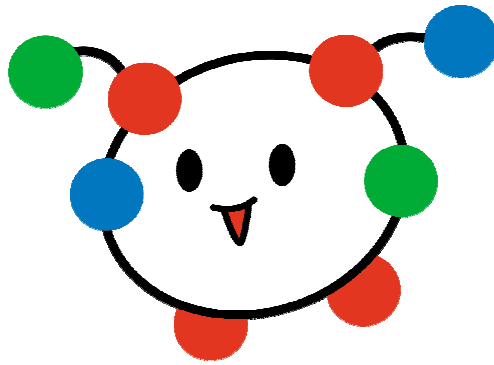
区 分		所 得 税	住 民 税																		
寄附金控除額		<p>1. 特定寄附金控除(所得控除) 「特定寄附金の支出額」と「総所得金額等の合計額の40%」のいずれか少ない額－5,000円</p> <p>2. 政党等寄附金特別控除(税額控除) 〔(その年中に支出した政党等に対する政治活動に関する寄附金の額の合計額(総所得金額等の合計額の40%を限度))－5,000円〕  ×30%＝税額控除額(100円未満端数切捨て) (その年分の所得税額の25%を限度)</p> <p>※ 政党等寄附金特別控除については、1の寄附金控除と政党等寄附金特別控除のうち有利な方を選択することができる。</p>	<p><b>【税額控除】</b> 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が5千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金</li> <li>2、 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金</li> <li>3、 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの</li> </ol> <p>ただし 1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上195万円以下</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え1,800万円以下</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超え</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)</td> <td>地方税法に定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	0円以上195万円以下	85%	195万円を超え330万円以下	80%	330万円を超え695万円以下	70%	695万円を超え900万円以下	67%	900万円を超え1,800万円以下	57%	1,800万円を超え	50%	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合																				
0円以上195万円以下	85%																				
195万円を超え330万円以下	80%																				
330万円を超え695万円以下	70%																				
695万円を超え900万円以下	67%																				
900万円を超え1,800万円以下	57%																				
1,800万円を超え	50%																				
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%																				
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合																				
専従者控除	青色	支払給与の金額	同 左																		
	白色	限度額 500,000円 (配偶者の場合 860,000円)	同 左																		

給与所得控除後の給与金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
円	
給与収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	
A < 651,000	0
651,000 ≤ A < 1,619,000	A - 650,000
1,619,000 ≤ A < 1,620,000	969,000
1,620,000 ≤ A < 1,622,000	970,000
1,622,000 ≤ A < 1,624,000	972,000
1,624,000 ≤ A < 1,628,000	974,000
1,628,000 ≤ A < 1,800,000 [1,628,000 + { (A - 1,628,000) / 4,000 } × 4,000] × 60%	
1,800,000 ≤ A < 3,600,000 [1,800,000 + { (A - 1,800,000) / 4,000 } × 4,000] × 70% - 180,000	
3,600,000 ≤ A < 6,600,000 [3,600,000 + { (A - 3,600,000) / 4,000 } × 4,000] × 80% - 540,000	
6,600,000 ≤ A < 10,000,000	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ≤ A	A × 95% - 1,700,000

公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
1月1日で 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	700,001円 から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
1月1日で 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,200,001円 から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円



## 南砺市

さきがけて 緑の里から 世界へ

---

### 市税の概要 平成22年度版

平成22年9月発行

発行者 南砺市総務部 税務課

〒939-1596 南砺市苗島4880

TEL 0763-23-2005

FAX 0763-22-1144

---